

公益社団法人広島県薬剤師会学校薬剤師部会 負担金納付規程

第1条 広島県薬剤師会学校薬剤師部会規程第8条の負担金は、本規程で定めるものとする。

第2条 負担金は本部会会員1人当たりの金額とし、幹事会の議決により決定する。

第3条 部会長は、毎会計年度に各地域薬剤師会あるいは各地域学校薬剤師会に対し、負担金の割当額を通知しなければならない。

2 割当額は、当該会計年度当初の各地域薬剤師会あるいは各地域学校薬剤師会所属の本部会会員数により算出した額とする。

第4条 負担金は、各地域薬剤師会あるいは各地域学校薬剤師会が本部会会員から取り纏めて幹事会で定められた期日までに本部会に納付するものとする。

第5条 納入した負担金は、その理由の如何にかかわらず返還しない。

第6条 本規程は部会理事会の議決を経て、公益社団法人広島県薬剤師会理事会の承認を得なければ、変更することができない。

附 則

この規程は、令和2年2月22日に制定し、令和2年4月1日から適用する。